

性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書

性犯罪や性暴力にあつては、その被害者の人権が著しく侵害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等の重大で深刻な被害が生じる。

同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎない。

このような性犯罪等の被害の特殊性、深刻性に鑑み、被害者が被害を受けたときから直ちに必要かつ十分な支援を受け、中長期的にも支援が継続されなければならない。

よつて、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 被害者を救済するため、その支援施策等について定めた法律を制定すること。
- 2 被害者の多様なニーズに対応するため、24時間体制のワンストップ支援センターや電話相談窓口の設置など総合的な支援施策を策定し、財政上の措置を講ずること。
- 3 ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。
- 4 性犯罪等被害者支援基本計画の策定や関連する支援施策は、性犯罪等の被害の実態に即した形で行われるようにすること。
- 5 被害者の支援施策の実施状況に関する報告書を公表すること。
- 6 被害者の刑事手続等における負担を可能な限り軽減する方策や、未成年者に対する性犯罪の時効について撤廃も含めて検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長

男女共同参画担当大臣

子育て世代への支援拡充を求める意見書

子育てへの問題として、育児不安、経済的な負担、仕事との両立が指摘されている。

誰もが安心して出産・子育てができるよう相談・支援体制を充実させ、子どもの成長に合わせて必要となる各費用について支援を拡大する必要があるとともに、女性も男性もワーク・ライフ・バランスの実現が可能となる就労環境の整備も喫緊の課題である。

さらに、子どもの貧困率が先進国の中でも高い水準にとどまる現状から、個別の保護を必要とする子どもたちに対しても手厚い公的保護を行うべきである。

よって、国におかれては、全ての子どもたちが健全に安心して育つことができ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができる社会の実現のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 妊娠・出産・子育て等について、24時間対応の全国統一番号のホットラインを開設するとともに、SNSを活用した相談体制の構築を進めること。
- 2 長時間労働の規制を強化し、また、育児休業や子どもの看護休暇の取得、在宅勤務や短時間勤務の推進等、仕事と子育ての両立ができる働き方を促進すること。
- 3 男女が共に子どもを育てる社会を実現するために、女性の社会参加に不可欠な男性の働き方改革を実現し、育児参加の抜本的拡充に取り組むこと。
- 4 保健所や児童館等の子育て支援機能を強化し、育児の不安や地域での孤立を解消するため、子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワークの構築を推進すること。
- 5 中高生の子どもたちが気軽に立ち寄れる安全な居場所づくりと子どもに関する親の悩みを相談できる体制づくりを促進すること。
- 6 妊娠・出産を始め子どもの成長に合わせて必要となる各費用について、一層の助成や給付の拡大を行うこと。
- 7 貧困の世代連鎖を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいた施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣  
男女共同参画大臣

洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書

平成 28 年 8 月の北海道や東北での記録的な大雨や、平成 29 年 7 月九州北部豪雨など、近年、中小河川において土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞によって洪水が発生しており、これは河床幅等が十分ではないことが一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県や市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各自治体の単独費予算で行われており、遅々として進んでいない状況にある。

このような中、国土交通省は、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、再度の氾濫防止対策の一つとして河道掘削を含めた緊急対策をすることとした。

しかし、この中小河川緊急治水対策プロジェクトは、おおむね 3 箇年の時限的措置であり、また、河道掘削の対策箇所は、重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間に限られている。

よって、国におかれては、中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する自治体にとって真に活用しやすい施策とするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成 29 年度補正予算が計上されているが、次年度以降についても、自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 河道掘削の対策箇所を限定しているが、中小河川を管理する自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含めて検討し、また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削の対策については、時限的措置でなく、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
国土交通大臣

意見書案第4号

家庭教育支援法の制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

” 原典之

” 野田雅之

” 沼沢和明

” 山田晴彦

” かわの忠正

## 家庭教育支援法の制定を求める意見書

現在、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、子供に対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、極めて憂慮されるところとなっている。

厚生労働省の発表によると、児童虐待の相談件数はこの3年間で毎年1万件以上増加し、平成28年度には過去最多の12万2,575件に上るなど、一層深刻さを増しており、また、若い父親と母親による出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で孤立してしまう状況も増えており、行政からのより積極的な家庭教育への支援が必要となっている。

未来の社会の担い手である子供たちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなるとともに、教育基本法第10条は、父母等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、国は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定している。

よって、国におかれては、家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭教育支援法を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

意見書案第 5 号

待機児童の解消を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 30 年 3 月 13 日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

## 待機児童の解消を求める意見書

保育所等を利用する児童数は、昨年4月1日時点で約255万人に達したものの、待機児童数は前年を約2,500人上回り、2万6千人を超え、また、放課後児童クラブの待機児童数も約1万7千人程度で高止まりしている。

国は、全ての子どもが安心して育つことのできる社会の実現のため、十分な財源を確保し、保育施設等の拡充により子どもの健やかな育ちの場を確保するとともに、その担い手が安心して就労を継続できる環境を整備するなど、待機児童の解消に向けた施策を推進すべきである。

よって、国におかれては、子どもには適切な保育と教育を受ける権利があることから、待機児童の解消のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 待機児童の解消及び地域における子ども・子育て支援の拡充のため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度を円滑に進めること。
- 2 子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育・教育人材を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の賃金を適正な額に引き上げ、また、保育士等のワーク・ライフ・バランスの実現等の処遇改善を行い、潜在保育士の現場復帰を促すこと。
- 3 保育所等の受入先整備については、子どもの安全と良質な保育・教育環境が確保されるよう努めること。
- 4 保育・教育の質にばらつき・格差が生じないように、ガイドラインを策定し、遵守を徹底させること。
- 5 夜間保育、病児・病後児保育、障害児保育など多様な保育の提供が一層図られるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣

意見書案第6号

生活保護基準の引下げに反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進



## 生活保護基準の引下げに反対する意見書

厚生労働省は、平成29年12月8日、生活扶助基準、母子加算及び児童養育加算の引下げを社会保障審議会生活保護基準部会に提示し、同月14日の同部会の報告書を受けて、平成30年10月から生活扶助費を3年間で最大5%引き下げ、母子加算は平均で月額4,000円、児童養育加算の3歳未満児は月額5,000円を引き下げる方針を示し、生活保護費は3年間で国費160億円が削減される見込みとなった。

生活扶助基準の見直しにおいては、生活扶助基準と所得が下位10%に属する一般低所得世帯の消費水準とを対比するが、生活保護の捕捉率は2割程度と言われ、一般低所得世帯には生活保護以下の生活をしている世帯が多数含まれることから、生活扶助基準のほうが高くなるのは当然であり、検証方法に問題があると言える。

生活扶助基準は、既に平成25年から段階的に引き下げられ、平成27年には住宅扶助基準及び冬季加算も削減されており、これ以上引き下げられれば、生活保護世帯の厳しい生活を更に追い詰めることになる。

また、生活扶助基準の引下げは、最低賃金、国民健康保険、介護保険、保育料、就学援助など様々な制度に影響を及ぼし、生活保護を受給していない市民全般の生活水準の引下げにもつながるものであり、実際、平成25年に生活扶助基準が引き下げられたときには、就学援助の基準が下がる自治体が続出したほか、年金、医療、介護といったあらゆる社会保障制度が削減されて自己負担が増え、今や市民生活全般が危機に陥っている。

神奈川県弁護士会の会長声明によると、横浜市、川崎市を始めとする都市部の子どもがいる世帯と高齢世帯において生活保護基準の大幅な引下げが見込まれ、貧困の再生産を助長しかねないとされていることから、今求められることは生活保護基準の引下げではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げを図ることである。

よって、国におかれては、市民の生活を支えるセーフティーネットを痛めつけることとなる生活保護基準の引下げをされないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第7号

消費税の増税中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進
	〃	三宅隆介

## 消費税の増税中止を求める意見書

平成25年に改正された消費税法では、平成26年4月に5%から8%に、平成27年10月に10%に引き上げることとし、これにより8%には増税されたが、国民の強い反対の声に押され、10%への増税は2度も延期となり、現行法では来年10月に実施されることとなっている。

消費税収は、平成元年の導入時から推計で約349兆円にも上るが、法人税、法人住民税及び法人事業税の法人3税は同年から推計で約281兆円の減税となっており、消費税が法人税の穴埋めに使われてきたという実態がある。

また、消費税の使途は、社会保障に限るとしていたにも関わらず、国は10%への増税により見込まれる5兆円の増収のうち1兆円しか社会保障に使わないこととし、残りは教育や子育て支援に充てるとして使途の見直しを行ったが、日本経済団体連合会が法人税の更なる引下げを求めていることから、教育等に充てるとすることは方便に過ぎないことが明らかである。

消費税は、地震や津波で家や職を失った被災者や、年金が下がり僅かな預貯金を取り崩している人でも、生活のために消費する限り納付する必要があることから、低所得者ほどその負担が重くのしかかり、事業者にとっては消費税を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じるものである。

総務省の家計調査によると、2人以上の世帯の消費支出は、8%への増税後から昨年12月までの45月の間で前年を下回った月は39月もあり、これまで国が増税による景気悪化は一時的なものとして説明していたことは誤りで、今の経済状況でさえ悪化しているのに、更に増税すれば増税不況に陥ることは明らかである。

よって、国におかれては、市民の暮らしと経済に重大な打撃を与える消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣